

倉敷医療生活協同組合

介護現場における虐待の防止のための指針

1. 倉敷医療生活協同組合における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は、介護保険法の目的の一つである利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い。倉敷医療生活協同組合（以下「組合」という。）では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、平成18年4月1日施行。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されている、虐待を未然に防ぐ対策を共有しながら、早期発見に加え、虐待等が発生した場合の再発防止ができるように努めることとする。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）目的

組合は、虐待等を防止するための対策を検討することを目的として、各介護事業所（群・部）（以下「各事業所」という。）に虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）役割

虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、各事業所に担当者を置く。

各事業所の管理者（職責者）を専任担当者とし、各事業所に所属する職員をもって構成する。委員会は、他の会議体と一体的に開催することができる。

（3）委員会の開催

委員会は年1回以上開催するとともに、次の事項について検討し、職員に周知徹底を図る。

- ① 委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

（1）研修で虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、本指針に基づいた虐待の防止の徹底を図る。

（2）職員教育を組織的に徹底させるため、各事業所において本指針に基づいた

研修プログラムを作成し、年1回以上の定期的な研修を実施または外部研修等に参加する。

(3) 新規採用時には虐待の防止のための研修を実施する。

(4) 研修内容についての記録を行う。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待の未然防止

組合は、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスの提供に当たる。高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活を損なわれるような状態に置かれること」と定義している。職員は、高齢者虐待防止法に規定する養介護施設・養介護事業の従事者としての責務・適切な対応等を正しく理解する。

(2) 虐待等の早期発見

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部から把握しやすい立場にあることを認識し、日ごろから虐待の早期発見に努める。

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

- ① 虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合、担当者に報告し、速やかに市町村の窓口に通報する。市町村が行う虐待等に対する調査等にも協力する。
- ② 複数の関係者と連携をとりながら、利用者及び養護者の生活が支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応していく。

5. 虐待等が発生した場合の通報・相談・報告体制に関する事項

(1) 通報・相談・報告

虐待等を発見した場合、担当者に報告し、速やかに市町村の窓口に通報する。

(2) 事実確認・協議

報告を受けた担当者は、事実確認を行い、客観的な情報をもとに委員会で協議を行う。

(3) 即時対応

緊急性が高い場合は、公的機関と連携し、即時対応をする。

(4) 継続支援

継続して対応が必要な場合は、関係者の合意による支援方針に基づいた対応を行う。

(5) 支援実施・モニタリング・報告

環境調整・サービス調整による支援の実施、モニタリング、適宜報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

養護者支援は虐待の未然防止・虐待の解消へつながる対応である。虐待の問題を利用者や家族等のみの問題として捉えるのではなく、その家庭が抱えている問題も理解して支援を行う。利用者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者及びその家族等に説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を

行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族等からの求めに応じて、いつでも閲覧できるよう各事業所に備える。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

職員は本指針に定める研修のほか、自己研鑽に努める。また、日ごろから関係機関との連携を図ることとする。なお、本指針に定めのないことについては、各事業所において定めることができる。

附 則

本指針は、2023年10月1日から施行する。